

最終回の今回は、開業を考えている方向けのお話と離婚に関する税金のお話です。

◇開業を考えている方へ
事業を開始するまでの間に、開業準備のために特別に支出する費用を「開業費」といいます。具体的には、医師・歯科医師であれば、診療所設置場所の調査費用（旅費や通信費）、業者さんと

の打ち合わせのための費用、広告費用などがあてはまります。

開業費は、開業前の支出ですが開業後の費用として認められません。一旦資産に計上し、60か月の均等償却もしくは任意償却いずれかの方法で費用として処理します。任意償却とは開業費として計上した範囲内で償却を認めるものです。一度に全額償却しても全く償却しなくてもかまいません。未償却残高はいつでも償却することができます。なお、開業費の償却は「事業所得を生ずべき業務を行っていた期間の月数」を基礎として行うので、事業所得を生ずべき業務

を行っていないなかった年度は償却できません。

開業するまでの支出については、領収書を関係ないものと捨ててしまっても構いませんが、領収書を保存して、支出した日や相手

【今月のテーマ】

開院時の税務と離婚の税金

先を明確にしておく、開業後の利益が出た時に節税になるということです。

◇離婚の税金

続いては「俺には関係ないよ」という方も沢山いるかと思いますが「念のため」に離婚の税金のお話です。

夫婦で力を合わせて形成してきた財産を離婚の際に二人で分け合うことを「財産分与」といいます。財産分与はもともと二人の財産であったものを二人で分け合うので、原則として、財産を「もらった」側には贈与税はかかりません。もともと、離婚の目的が贈与税や相続税を逃げるためであると判断された場合（偽装離婚など）は、例外的に贈与税がかかります。

一方で、土地や建物を財産分与すると「渡した」側に譲渡所得税がかかる可能性があります。というのも、土地建物による財産分与は、土地建

物を一旦売却して現金化し、現金を渡したと考えるからです。そのため、分与する不動産の時価が取得原価を上回る場合には、渡した側に譲渡所得が発生し譲渡所得税の負担が生じるのです。譲渡所得の税率は、譲渡した年の1月1日現在の所有期間により異なります。所有期間が5年を超える土地や建物については20%（国税15%、住民税5%）、5年以内の場合は39%（国税30%、地方税9%）です。平成25年から平成49年までは、譲渡所得税額の2・1%の復興特別所得税も別途加算さ

筆者紹介



西谷 俊広 (にしや としひろ)

公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外取締役（現任）。平成29年6月より、青森市監査委員に就任（現任）。

れます。カッコよく「俺が出ていくよ」と言いたしつかり算盤弾いてからにしましょう。（おわり）

～最終回～

医業

学ぶ

知る

税務